

兵庫県公報

令和6年12月27日 金曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示

ページ

○ 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定（建築指導課）	1
--	---

告 示

兵庫県告示第1140号

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第10条第1項及び第26条第1項の規定により、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を次のとおり指定する。

令和6年12月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の位置及び区域
洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、丹波篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市、たつの市、川辺郡猪名川町、多可郡多可町、加古郡稲美町、同郡播磨町、神崎郡市川町、同郡福崎町、同郡神河町、揖保郡太子町、赤穂郡上郡町、佐用郡佐用町、美方郡香美町及び同郡新温泉町における別図に定める区域（別図は兵庫県のホームページに掲載する。）
- 指定の日
令和7年4月1日
附 則
（告示の廃止）
 - 次に掲げる告示（次項において「宅地造成工事規制区域の指定」という。）は、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定の日において廃止する。
 - 宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域の指定（平成3年兵庫県告示第1963号）
 - 宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域の指定（平成5年兵庫県告示第131号）
 - 宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域の指定（平成5年兵庫県告示第132号）
 - 宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域の指定（平成5年兵庫県告示第1846号）
 - 宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域の指定（平成5年兵庫県告示第1847号）
 - 宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域の指定（平成6年兵庫県告示第1840号）
 - 宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域の指定（平成11年兵庫県告示第1239号）
 - 宅地造成工事規制区域の指定（平成15年兵庫県告示第1290号）
（経過措置）
 - 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第2項又は第3条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における宅地造成工事規制区域の指定については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。